

ご担当者

様

(45) 低圧電気取扱業務特別教育のご案内

(一社) 古河労働基準協会

会員コード

低圧電気取扱特別教育のご案内(開閉器の操作のみ)

標記の講習会を下記により実施しますので、希望者がございましたらお申込み下さい。なお、本講習は「開閉器の操作の業務」のみ作業可能(実技1時間)となっており、「充電回路の敷設若しくは修理の業務」の両方の作業を行う方は7時間の実技講習が必要になりますのでご留意下さい。※低圧とは直流で750ボルト以下、交流では600ボルト以下の電圧をいい、経産省の資格である電気工事士を取得していても低圧電気特別教育の修了が必要となります。

記

1. 受講資格 満18歳以上の者
2. 日程及び会場 7月15日(月) 8:30~17:30 **10分前までに受付をすませて下さい**

会場 ネーブルパーク平成館 住所: 古河市駒羽根620 TEL0280-91-2080

会場地図は当協会ホームページよりダウンロードしていただけます。

3. 受講料等について (消費税込)
- | | 受講料 | テキスト代 | 計 |
|--------------|---------|-------|---------|
| (※) 会員事業場 | ¥9,350 | ¥770 | ¥10,120 |
| 会員以外の事業場又は個人 | ¥10,450 | | ¥11,220 |
- (※) 会員事業場とは茨城県内各地区労働基準協会の会員事業場です。

4. 定員 72名

5. 申込締切日 6月21日 (金)

6. 申込方法 当協会のホームページ(ただいま受付中内)又はお電話で空席状況をご確認のうえ、別添の『受講申込書(仮予約兼用)』に必要事項をご記入いただき、当協会までファックスして下さい。(送付状不要) その後、10日以内に受講料等をお支払い下さい。ただし10日より前に申込締切日が設定されている場合は、申込締切日までにお問い合わせいたします。※講習日当日のお支払いはできません。

電話番号 0280-31-4176 ファックス番号 0280-32-6116

①協会窓口で現金を持参する

古河労働基準協会事務局の窓口でお支払い下さい。受講票をお渡しします。

受付時間は平日午前9時~11時30分 午後1時~4時30分となります。なお、講習、会議等で不在の場合がありますのでホームページ等でご確認下さい。

②銀行振込

(振込口座) 足利銀行古河支店(普通)5507855 名義: 一般社団法人古河労働基準協会

恐れ入りますが振込手数料は貴事業場にてご負担下さい。

ご入金のご確認ができましたら、受講票をご送付します。

事務局 〒306-0011茨城県古河市東3-7-35永塚ビル1F TEL0280-31-4176 FAX0280-32-6116

注: ご予約後10日を過ぎてもお支払いをいただけない場合はキャンセルさせていただく場合がございます。
ご入金が遅れる場合は必ずご連絡下さい。

7. 修了証交付 講習終了後即日交付します。

8. 当日のご注意 当日は受講票・鉛筆・消しゴムを持参して下さい。テキストは当日お渡しいたします。

9. その他 申込締切日後に取り消されても受講料等はお返しできません。

※申込書の氏名・生年月日の記入誤りが多く見受けられます。交付日以降の修了証の訂正・交換には手数料がかかりますので、ご記入の際は再度ご確認下さい。(申込書に記入された内容が修了証に記載されます)

外国人労働者の受講条件について

(1) 日本語の日常会話が理解できること(必須) (2) 専門用語が理解できない場合は通訳をつけて下さい

(3) 在留カードのコピー及び日本語理解力申告票を添付して下さい。

窓口休業日のお知らせ: ①5月21日(火) ②6月4日(火) 会議のため窓口業務は休業します

③7月12日(金) 会議のため窓口業務は休業します